記者会見3 · 5 · 3 1資料7

新型コロナウイルス対応の特別措置法に 基づくまん延防止等重点措置に係る本市 の対応について

神奈川県が県域の感染状況を踏まえ、「特別措置法に基づくまん延防 止等重点措置」の期間を6月20日まで延長するとともに、6月1日 から本市、平塚市及び小田原市を措置区域として追加指定しましたの で、措置期間(6月1日~20日)における本市の対応を次のとおりと します。

1 公共施設の取扱について

(1) 夜間開館している施設(現在の対応を継続)

夜間開館している次の施設の利用時間を午後8時までとし、室内における飲食は終日禁止とする(ただし熱中症対策として適度の水分補給は可)。

公民館、クアーズテック秦野カルチャーホール (文化会館)、総合体育館、中央運動公園、おおね公園、サンライフ鶴巻、はだの丹沢クライミングパーク、保健福祉センター、広畑ふれあいプラザ、末広ふれあいセンター、中野健康センター、ほうらい会館、はだのこども館、曲松児童センター、学校開放施設(校庭、体育館)

- (2) 弘法の里湯及び名水はだの富士見の湯**(現在の対応を変更)** 弘法の里湯及び名水はだの富士見の湯の利用時間を**午後8時ま** でとし、室内における飲食は可とするが、**終日酒類の提供は停止** する(持ち帰り用途の売店販売分は除く。)。
 - ※変更箇所はゴシック体・下線部分
- (3) 表丹沢野外活動センター (現在の対応を継続) 宿泊は可、ただしバーベキュー場については、飲食時の飛沫等 の感染予防が十分確保できないことから利用休止とする。

- (4) ヤビツ峠レストハウス及びヤマカフェ (現在の対応を変更) 営業時間については日中のため変更はないが、終日酒類の提供を停止する。
 - ※変更箇所はゴシック体・下線部分

2 市主催のイベントについて (現在の対応を継続)

- (1) 式典・大会・公演・講演・講座等及び会議については、イベント人数制限や感染防止対策等を徹底した上で、午後8時までの開催とし、飲食は禁止とする(ただし、熱中症対策として適度の水分補給は可)。
- (2) 不要不急、感染リスクが高いと思われるイベント等については、個別判断の上、延期や中止、内容の変更を行うこととする。
- (3) 収容人数

ア 屋内 収容人数の50パーセントの範囲内で5,000人を上限 イ 屋外 人と人との距離を十分に確保し5,000人を上限

3 市民への周知について

- (1) 防災行政無線による周知※6月1日(火)、6月5日(土)、12日(土)及び19日(土)の午前9時(計4回)
- (2) 秦野駅改札前デジタルサイネージによる周知
- (3) 公民館にポスター掲示
- (4) 市長メッセージ (HPに掲出)
- (5) ホームページ、緊急情報メール、市公式LINE等による周知

問い合わせ

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局(地域安全課) 電話0463(82)9625